

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 趣旨

国においては、行政手続における書面規制、押印、対面規制等の見直しが進められており、各地方公共団体においても、これらの見直しに積極的に取り組むことが要請されているところ、本県においては、令和3年3月に「押印見直し方針」が定められた。この方針に基づき、千葉県警察においても、行政手続等に係る押印等の見直しを実施し、押印廃止に係る規定の改正を実施するもの

2 改正内容

行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）別記第8号様式及び第10号様式において、押印の見直しを行った。

3 施行期日

令和4年6月1日